

バーゼル条約に基づくPIC手続等作業効率化調査検討事業



【令和7年度補正予算（案） 90百万円】

バーゼル条約に基づくPIC手続の作業効率化・電子化を実現し、条約の適正な施行及び資源循環体制構築に貢献します。

1. 事業目的

- ① 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）における事前通告・同意回答手続（PIC手続）の効率化を実現する。
- ② PIC手続の更なる迅速化を実現するために、PIC手続の電子化（e-PIC）を導入するための必要準備を完了させる。

2. 事業内容

PIC手続とは、バーゼル条約における規制対象で特定有害廃棄物等の輸出入について義務となっている事前通告・同意回答手続のことである。

これまで日本はこの手続を郵送及びメールで実施してきたが、令和7年1月から施行されたe-waste改正などから規制対象品目が拡大し、手続件数及び1件あたりの手続時間が増加している。

北米3か国やEUなど一部の国・地域ではこのPIC手続を電子化することで、手続の迅速化が実現されているところ、こういった国際潮流に可及的速やかに対応することで、国際資源循環において日本が遅れを取らないようにする。

電子化実現には複数年かかるところ、本補正要求予算において以下を行う。

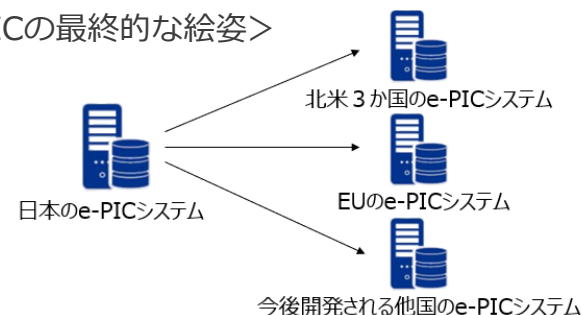
- ・ e-PICシステム構築のための要件定義や調達仕様事項の明確化
- ・ システム構築実現までの期間に手続に遅れを取らないための、システム化以前で実現できる国内手続の作業効率化

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

＜e-PICの最終的な絵姿＞



＜e-PIC実現のためのスケジュール＞

